

公務災害補償制度

令和7年度

地方公務員災害補償基金 沖縄県支部

初任者研修用資料

○地方公務員災害補償基金 沖縄県支部

(沖縄県庁5F 沖縄県総務部職員厚生課内)

TEL 098-866-2127 FAX 098-862-8894

1. 公務災害補償制度の概要

目的

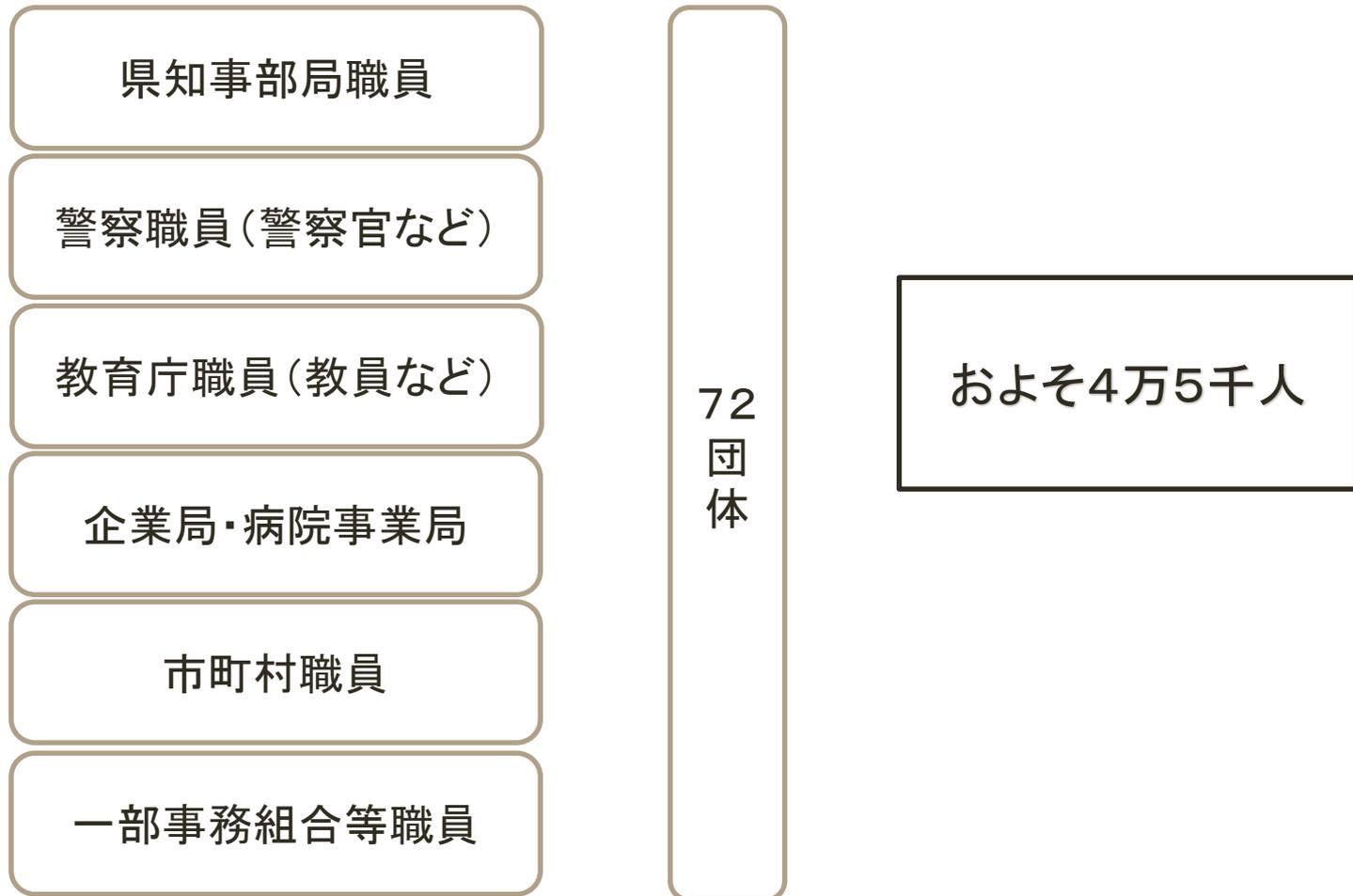
- 公務上の災害
 - 通勤による災害
- （ 負傷、疾病、
障害又は死亡 ）
- ⇒
- 災害によって生じた損害を補償
 - 必要な福祉事業を行う

職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する

特徴

- 使用者の無過失責任（地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生）
※民法上の損害賠償とは異なる制度
- 補償の対象は身体・精神上的の疾病損失
- 年金支給や福祉事業

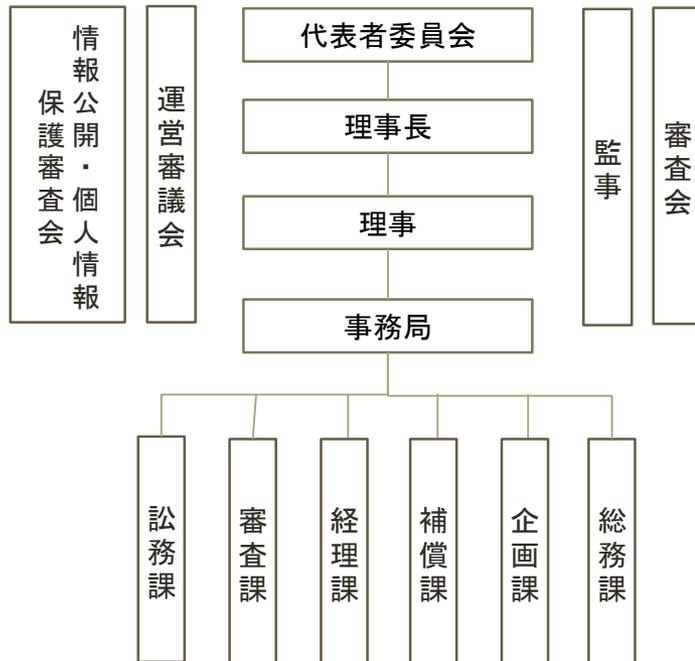
2. 対象職員



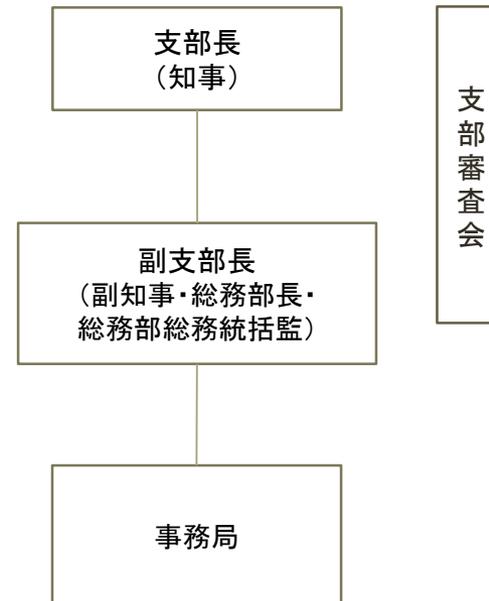
3. 公務災害補償制度の沿革と組織

地方公務員災害補償法 昭和42年7月

統一的・専門的な運用の確保



【地方公務員災害補償基金本部(東京)】



【地方公務員災害補償基金沖縄県支部】

4. 地方公務員災害補償基金

- 地方公務員災害補償法によって設置された法人
(東京都に本部、各都道府県・政令都市に支部を設置)
- 職員が公務災害または通勤災害を受けた際、被災職員の属する地方公共団体等に代わって補償を実施
- 地方公共団体等が独自に補償することによって生ずる決定の不均衡による弊害を全国的規模の観点から調整・排除
- 基金の行う補償および運営に必要な経費は、各地方公共団体からの負担金で賄われる

5. 公務災害補償制度の適用関係

	区分	適用法令等	実施機関
常勤職員	全職員(一般地方独立行政法人の役職員を含む)		
非常勤職員(注)	再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
	常勤的非常勤職員 (一般地方独立行政法人の役職員を含む)		
	労働基準法別表第1の事業に雇用される船員法第1条に規定する船員		
	議会の議員、行政委員会の委員、附属機関の委員、統計調査員其他の法令の適用を受けない者(労働基準法別表第1の事業以外の事業に雇用される者)	地方公務員災害補償法に基づく条例	地方公共団体
	水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1の事業に雇用される者(船員法第1条に規定する船員を除く)	労働者災害補償保険法	国(沖縄労働局)
	学校医、学校歯科医、学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律及び法に基づく条例	地方公共団体
	消防団員、水防団員	消防組織法、水防法に基づく条例及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	地方公共団体

(注) 沖縄県が任用する非常勤職員における労働基準法別表第1に掲げる事業及び同表に掲げる事業以外の事業を行う事業所の区分は、県HPの基金沖縄県支部のページに掲載(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/jinji/1023183/1023183/1016690.html>)しています。
 ※市町村及び一部事務組合等においては、各々の条例等を確認してください。

6. 公務災害補償の内容(概略)

療養補償

公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合

休業補償

公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき

傷病補償 年金

公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養の開始後1年6ヶ月を経過しても治らず、その障害の程度が地公災法規則に定める傷病等級に該当する場合

障害補償

公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき地公災法規則に定める程度の障害が残った場合

介護補償

傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、地公災法規則で定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合

遺族補償

公務又は通勤により死亡した場合
(1) 遺族補償年金 (2) 遺族補償一時金

葬祭補償

職員の死亡に際して、遺族などが葬祭を行った場合

- ※ 補償を受ける権利2年間、障害補償等は5年間の時効がある
- ※ 補償以外にも補装具の支給など福祉事業を実施

7. 公務災害の認定

【認定の要件】

- ① 公務遂行性：職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にあること
- ② 公務起因性：公務とその災害との間に相当因果関係があること

【公務災害の認定の考え方】

- ① 負傷の場合：被災職員の公務遂行中に生じたかどうかを判断
- ② 疾病の場合：医学的判断としての「公務起因性」が公務上外の判断の大きな要素となる。

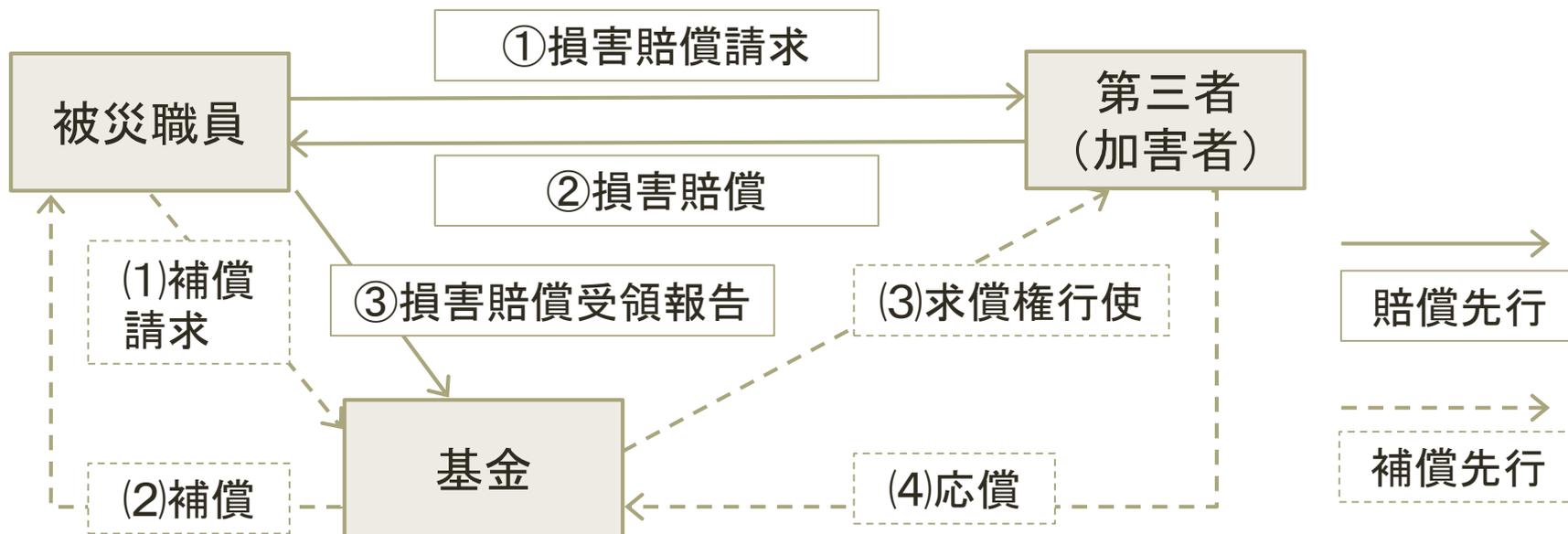
【通勤災害の認定の考え方】

通勤に起因する災害であること。経路を逸脱し、又は移動を中断した場合、その後の移動中に発生した災害は通勤災害とはならない。

※日常生活上必要な行為による逸脱・中断は、合理的な経路に復した後は通勤災害に該当する。

8. 第三者加害事案(加害者のある災害)

○公務・通勤災害のうち「第三者」の行為により発生した災害



○第三者への損害賠償請求権と基金への補償請求権の両方を取得するが、二重に補償を受けることはできない ※原則「賠償先行」

○示談すると原則追加請求ができない ※示談締結前に基金へ相談

○補償請求後、第三者から損害賠償を受けるときは、基金へ連絡

9. もし災害が起こったら



1 医療機関を受診

直ちに診断書の発行、治療を受ける

※ 医療機関の窓口で、「公務災害・通勤災害として手続予定」である旨を告げ、医療費の請求を一時保留してもらうよう依頼する。（原則として共済組合員証は使用しない。）

2 所属長への連絡

被災職員は速やかに所属長に災害の報告をする。

※ 報告が遅れると、事実関係の確認が難しくなり、認定に支障をきたすことがある。

3 認定請求の手続き

基金支部は、請求のあった事案について、その災害が公務災害または通勤災害であるか等の審査を行い、その結果を認定通知書により請求者に通知する。

4 認定通知書を受領したら

- ・ その旨を医療機関に通知し、療養補償の手続きを行う。
- ※ 公務外あるいは通勤災害非該当の場合は、改めて共済組合員証を使用
- ・ 公務災害防止対策実施報告書を基金支部へ提出する。

5 傷病が治ゆ（固定）したら

⇒基金支部へ治ゆ報告書を提出。